

## 新規申請設備に係る技術基準規則の適合性

参考資料 2-2-1 廃棄物管理施設の設工認 新規申請設備の技術基準規則の適合一覧表

参考資料 2-2-2 新規申請設備該当条項まとめ

参考資料 2-2-3 技術基準規則への適合性



特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	廃棄物管理施設				
			工事無 (既設)	工事由 (新規設置)			
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●					
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●		⑨電巻防護壁 (耐震C)			
第六条	地震による損傷の防止	第1項	⑪搬送設備 (ジブクレーン、天井クレーン) ⑫有機溶媒貯槽 (廃油タンク) (耐震B)	⑨電巻防護壁 (耐震C)			
		第2項	●				
		第3項	●				
第七条	津波による損傷の防止	●					
			第1項	洪水			
				降水			
				風 (台風)			
				竜巻		⑨電巻防護壁 (耐震C)	
				凍結			
				積雪			
				落雷	●	⑭避雷設備	
				地滑り			
				火山			
				生物学的事象			
			森林火災				
			組合せ				
			第2項	飛来物 (航空機落下等)	●		
				ダム崩壊			
				貯槽の沈没		⑦有機溶媒貯槽 (堰)	
				近隣工場等の火災			
有毒ガス							
船舶の衝突							
電磁波障害							
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●					
第十条	閉じ込めの機能	第一号	③廃液蒸発装置 I (フランジ)	③セメント固化装置 (フランジ) ④管理区域系排気設備 (フランジ)			
		第二号					
		第三号					
		第四号イ					
		第四号ロ	⑦有機溶媒貯槽 (堰)				
		第四号ハ					
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	⑩消防設備 (消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備)				
		第2項	⑩消防設備 (消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備)				
		第3項	③廃液蒸発装置 I (フランジ) ⑪搬送設備 (ジブクレーン、天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)、油圧エレベーター、フォークリフト) ⑬保管廃棄設備 ⑫有機溶媒貯槽 (廃油タンク) (耐震B)	③セメント固化装置 (フランジ) ④管理区域系排気設備 (フランジ)			
		第4項					
		第5項					
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	⑪搬送設備 (ジブクレーン、天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)、油圧エレベーター、フォークリフト) ⑫出入管理関係設備 (更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、サーベイメータ、ハンドフットクロスモニタ、放射能測定設備、個人線量計) ⑬保管廃棄設備 (可搬型発電機) ⑭予備電源設備 (廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備) ⑮安全避難通路 ⑯避雷設備 ⑫有機溶媒貯槽 (廃油タンク、堰) ⑩消防設備 (消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備) ③廃液蒸発装置 I (フランジ)	⑨電巻防護壁 (耐震C) ③セメント固化装置 (フランジ) ⑫有機溶媒貯槽 (漏えい検知器) ④管理区域系排気設備 (フランジ)			
		第2項					
		第3項					
		第4項					
第十三条	材料及び構造	●	第一号	③廃液蒸発装置 I (フランジ) ⑫有機溶媒貯槽 (廃油タンク) (耐震B)	③セメント固化装置 (フランジ) ④管理区域系排気設備 (フランジ)		
			第二号イ				
			第二号ロ				
			第二号ハ				
			第二号ニ				
第2項	③廃液蒸発装置 I (フランジ)	③セメント固化装置 (フランジ) ④管理区域系排気設備 (フランジ)					
第十四条	搬送設備	第一号	⑪搬送設備 (ジブクレーン、天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)、フォークリフト、油圧エレベーター)				
		第二号	⑪搬送設備 (ジブクレーン、天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)、フォークリフト、油圧エレベーター)				
第十五条	計測制御系統施設	第1項		⑤有機溶媒貯槽 (漏えい検知器)			
		第2項					
第十六条	放射線管理施設	●	第一号				
			第二号				
			第三号				
			第四号	⑫出入管理関係設備 (更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、サーベイメータ、放射能測定設備、個人線量計)			
			第五号				
第2項							
第十七条	受入施設又は管理施設	●	第一号				
			第二号				
			第三号				
第十八条	処理施設及び廃棄施設	●	第一号		④管理区域系排気設備 (フランジ)		
			第二号				
			第三号				
			第四号				
			第五号				
第2項	●	③廃液蒸発装置 I (フランジ) ⑬保管廃棄設備	③セメント固化装置 (フランジ)				
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●					
第二十条	遮蔽	第1項	●				
		第2項					
第二十一条	換気設備	●	第一号				
			第二号				
			第三号				
			第四号				
第二十二条	予備電源	●	⑮予備電源設備 (可搬型発電機)				
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	⑯通信連絡設備 (廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備)			
		第2項	●	⑯通信連絡設備 (加入電話設備、所内内線設備)			
		第3項	●	⑰安全避難通路			
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●					

## 技術基準規則への適合性

①化学処理装置(使用停止により、適合条文がないため省略)	
②セメント固化装置計測設備(スラッジ系統)液位計、漏えい検知器 (使用停止により、適合条文がないため省略)	
③セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)	1
④管理区域系排気設備(フランジ)	8
⑤有機廃液一時格納庫(使用停止により、適合条文がないため省略)	
⑥有機溶媒貯槽(廃油タンク)	15
⑦有機溶媒貯槽(堰)	22
⑧有機溶媒貯槽(漏えい検知器)	29
⑨竜巻防護壁	36
⑩消防設備	43
⑪搬送設備	50
⑫出入管理関係設備	57
⑬保管廃棄設備	65
⑭避雷設備	72
⑮予備電源設備	79
⑯通信連絡設備	86
⑰安全避難通路	93

## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種 廃棄物埋施設又は特定廃 棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又 は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物 管理施設の地盤	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管にフランジを入れる設計変更の申請であることから、セメント固化装置の耐震機能に影響はないため、本条項は該当しない。
		第2項	無
		第3項	無 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
第七条	津波による損傷の防止	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備③: セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
		電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。	

## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	セメント固化装置は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	有 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管のフランジは、配管を閉止し、閉じ込め機能を担保するためのものであることから、本条項は該当する。	
		第二号	無 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、フードがないことから、本条項は該当しない。	
		第三号	無 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I には、内部を負圧状態に維持する設備がないことから、本条項は該当しない。	
		第四号	イ	無
			ロ	無
ハ	無			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項		無
		第3項	有 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管のフランジは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用することから、本条項は該当する。	
		第4項	無 セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無	



## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管は、設計変更後も安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。	
		第2項	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。	
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	有	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管のフランジは、設計上要求される強度及び耐食性を材料を使用することから、本条項は該当する。
			第二号	イ	無
		ロ		無	
		ハ		無	
		ニ		無	
		第2項	有	セメント固化装置の配管のフランジは、設計上要求される耐圧を考慮した設計とすることから、本条項は該当する。	
第十四条	搬送設備	第一号	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		

## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
			第五号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	有	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I の配管にフランジを入れる設計変更の申請であることから、設計変更後もセメント固化装置の処理能力を担保する必要があるため、本条項は該当する。	

## 新規申請設備③:セメント固化装置(フランジ)、廃液蒸発装置 I (フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による 汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁 で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、遮蔽機能を有する ものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、換気設備ではない ことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、予備電源ではない ことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	セメント固化装置及び廃液蒸発装置 I は、通信連絡設備では ないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	管理区域系排気設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	管理区域系排気設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジを入れる設計変更の申請であることから、管理区域系排気設備の耐震機能に影響はないため、本条項は該当しない。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	管理区域系排気設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	管理区域系排気設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	管理区域系排気設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	管理区域系排気設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	管理区域系排気設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	管理区域系排気設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジについては、火山により影響を受けることがないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジについては、生物学的事象により影響を受けることがないことから、本条項は該当しない。
		森林火災	無	管理区域系排気設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。	

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第八条 外部からの 衝撃による 損傷の防止	第1項	組合せ	無 施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。	
	第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
		ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
		貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
		近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
		有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
		船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。		

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	管理区域系排気設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	有 管理区域系排気設備のダクトにフランジは、ダクトを閉止し、閉じ込め機能を担保するためのものであることから、本条項は該当する。		
		第二号	無 管理区域系排気設備のダクトにフランジは、フードではないことから、本条項は該当しない。		
		第三号	無 管理区域系排気設備のダクトにフランジは、内部の負圧状態に維持する設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第四号	イ	無	管理区域系排気設備は、液体状の放射性廃棄物を取り扱わないため、本条項は該当しない。
			ロ	無	
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無 管理区域系排気設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項		無	
		第3項	有 管理区域系排気設備のダクトにフランジは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用することから、本条項は該当する。		
		第4項	無	管理区域系排気設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	管理区域系排気設備のダクトは、設計変更後も安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。	
		第2項	無	管理区域系排気設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。	
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	有	管理区域系排気設備のダクトのフランジは、設計上要求される強度及び耐食性を材料を使用することから、本条項は該当する。
			第二号	イ	無
		ロ		無	
		ハ		無	
		ニ		無	
第2項	有	管理区域系排気設備のダクトのフランジは、設計上要求される耐圧を考慮した設計とすることから、本条項は該当する。			
第十四条	搬送設備	第一号	無	管理区域系排気設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	管理区域系排気設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		



## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	管理区域系排気設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	管理区域系排気設備は、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジを入れる設計変更の申請であることから、管理区域系排気設備の系統及び排気口、ろ過装置に影響を与えるものではないため、本条項に該当しない。
			第二号	有	管理区域系排気設備のダクトにフランジを入れる設計変更の申請であることから、系統を区別するという観点から、本条項に該当する。
			第三号	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジを入れる設計変更の申請であることから、管理区域系排気設備の系統及び排気口、ろ過装置に影響を与えるものではないため、本条項に該当しない。
			第四号	無	
			第五号	無	

## 新規申請設備④: 管理区域系排気設備(フランジ)

特定第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第十八条	処理施設及び廃棄物施設	第2項	無	管理区域系排気設備は、処理施設ではないことから、本条項に該当しない。
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	管理区域系排気設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	管理区域系排気設備のダクトにフランジを入れる設計変更の申請であることから、管理区域系排気設備の換気能力に影響を与えるものではないため、本条項に該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	管理区域系排気設備は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	管理区域系排気設備は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	有機溶媒貯槽では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	有機溶媒貯槽は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	有	有機溶媒貯槽の廃油タンクは $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置と同様の耐震Bクラスを有する設計であるため、本条項は該当する。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	有機溶媒貯槽は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	有機溶媒貯槽には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	有機溶媒貯槽には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	有機溶媒貯槽には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	有機溶媒貯槽には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	有機溶媒貯槽には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	有機溶媒貯槽には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	有機溶媒貯槽には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	有機溶媒貯槽には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無 施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。	
	第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
		ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
		貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
		近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
		有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
		船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。		

## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	有機溶媒貯槽は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	有機溶媒貯槽の廃油タンクは、閉じ込め機能を担保する設備ではないため、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	有機溶媒貯槽は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	有	有機溶媒貯槽の廃油タンクは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用することから、本条項は該当する。	
		第4項	無	有機溶媒貯槽は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	有機溶媒貯槽は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	有機溶媒貯槽は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	有	有機溶媒貯槽の廃油タンクは、設計上要求される強度及び耐食性を材料を使用することから、本条項は該当する。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
		ニ	無			
第2項	無	有機溶媒貯槽の廃油タンクは、耐圧を考慮する必要がないことから、本条項は該当する。				
第十四条	搬送設備	第一号	無	有機溶媒貯槽は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	有機溶媒貯槽は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑥:有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		



## 新規申請設備⑥: 有機溶媒貯槽(廃油タンク)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項 無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項 無	有機溶媒貯槽は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項 無	
第二十一条	換気設備	第一号 無	有機溶媒貯槽は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号 無	
		第三号 無	
		第四号 無	
第二十二条	予備電源	無	有機溶媒貯槽は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項 無	有機溶媒貯槽は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項 無	
		第3項 無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	—	—

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	有機溶媒貯槽では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	有機溶媒貯槽は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	有機溶媒貯槽の堰は建家の一部を堰としているため、建家の耐震評価に含有されるため、本条項は該当しない。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	有機溶媒貯槽は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	有機溶媒貯槽には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	有機溶媒貯槽には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	有機溶媒貯槽には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	有機溶媒貯槽には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	有機溶媒貯槽には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	有機溶媒貯槽には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	有機溶媒貯槽には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	有機溶媒貯槽には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八條	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	有	有機溶媒貯槽は、貯槽が決壊した場合に廃液を受けることができる堰を有していることから、本条項は該当する。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
			電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	有機溶媒貯槽は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	有機溶媒貯槽は、放射性廃棄物を含まない流体を導く管に接続しないため、本条項は該当しない。	
		第二号	無	有機溶媒貯槽には、フードがないことから、本条項は該当しない。	
		第三号	無	有機溶媒貯槽には、内部を負圧状態に維持する設備がないことから、本条項は該当しない。	
		第四号	イ	無	建家として、床面及び壁面を漏えいし難い設計としているため、有機溶媒貯槽は堰は本条項は該当しない。
			ロ	有	有機溶媒貯槽は堰により閉じ込め機能を担保しているため、本条項は該当する。
ハ	無	放射性廃棄物により汚染された排水を直接事業所の外に排出する排水路を設けない設計であるため、本条項は該当しない。			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	有機溶媒貯槽は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	有機溶媒貯槽の堰は建家の一部を堰としているため、建家の火災評価に含有されるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	有機溶媒貯槽は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	有機溶媒貯槽は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	有機溶媒貯槽は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽の堰は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	有機溶媒貯槽は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	有機溶媒貯槽は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑦: 有機溶媒貯槽(堰)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	有機溶媒貯槽は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	有機溶媒貯槽は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	有機溶媒貯槽は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	有機溶媒貯槽は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—



## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	有機溶媒貯槽では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	有機溶媒貯槽は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、ノンクラスであるため、本条項は該当しないが、耐震Bクラス相当の設計とする
		第2項	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	
第七条	津波による損傷の防止	無	有機溶媒貯槽は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	有機溶媒貯槽には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	有機溶媒貯槽には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	有機溶媒貯槽には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	有機溶媒貯槽には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	有機溶媒貯槽には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	有機溶媒貯槽には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	有機溶媒貯槽には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	有機溶媒貯槽には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第八条 外部からの 衝撃による 損傷の防止	第1項	組合せ	無 施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。	
	第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
		ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
		貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
		近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
		有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
		船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。		

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	有機溶媒貯槽は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、閉じ込め機能を担保する設備ではないため、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	有機溶媒貯槽は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	漏えい検知器は市販品であるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	有機溶媒貯槽は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	有機溶媒貯槽は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	有機溶媒貯槽は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	有機溶媒貯槽は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	有	有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、漏えいを検知し、警報する設備であるため、有機溶媒貯槽は、搬送設備ではないことから、本条項は該当する。		
		第2項	無	有機溶媒貯槽の漏えい検知器には、自動的に漏えい状況を回復させる機能はないため、本条項は該当しない。		

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	有機溶媒貯槽は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑧: 有機溶媒貯槽(漏えい検知器)

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	有機溶媒貯槽は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	有機溶媒貯槽は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	有機溶媒貯槽は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	有機溶媒貯槽は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	竜巻防護壁では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		有	竜巻防護壁は、地震力が作用した場合でも十分支持ができるよう、他の施設と独立して杭基礎に設置する設計とすることから、本条項に該当する。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	有	竜巻防護壁は、耐震設計上の重要度を耐震Cクラスとし、地震力に対して耐えるように設計することから、本条項に該当する。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	竜巻防護壁は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。



## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	竜巻防護壁は、廃液処理棟への風(台風)による影響を防止するための設備ではないため、本条項に該当しない。
			竜巻	有	竜巻防護壁は、廃液処理棟への竜巻事象による影響を防止するための設備であるため、本条項に該当する。
			凍結	無	竜巻防護壁には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	竜巻防護壁には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	竜巻防護壁には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	竜巻防護壁は、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	竜巻防護壁には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	竜巻防護壁は、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	竜巻防護壁であり、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	竜巻防護壁であり、閉じ込め機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	竜巻防護壁であり、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	竜巻防護壁であり、火災の発生防止及び影響軽減に係る事項ではないため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	竜巻防護壁であり、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	竜巻防護壁は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	竜巻防護壁であり、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	竜巻防護壁であり、容器及び管並びにこれらを支持する構造物ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	竜巻防護壁であり、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	竜巻防護壁であり、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無		該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	竜巻防護壁であり、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	竜巻防護壁であり、受入施設又は管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	竜巻防護壁であり、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑨: 竜巻防護壁

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	竜巻防護壁であり、放射性廃棄物を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	竜巻防護壁であり、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	竜巻防護壁であり、換気設備はないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	竜巻防護壁であり、予備電源はないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	竜巻防護壁であり、通信連絡設備等はないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	消防設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	消防設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	消防設備は、ノンクラスであるため、本項は該当しない。
		第2項	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	
第七条	津波による損傷の防止	無	消防設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	消防設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	消防設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	消防設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	消防設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	消防設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	消防設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	消防設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	消防設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。



## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
		電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。	

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	消防設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	イ	無
			ロ	無
			ハ	無
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	有	
		第2項	有	
		第3項	無	
		第4項	無	
		第5項	無	

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	消防設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	消防設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	消防設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	消防設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	消防設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	消防設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	消防設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	消防設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑩: 消防設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	消防設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	消防設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	消防設備は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	消防設備は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	搬送設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	搬送設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	搬送設備(ジブクレーン、天井クレーン)は、耐震設計上の重要度を耐震B、Cクラスとし、地震力に対して耐えるように設計することから、本条項に該当する。
		第2項	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	
第七条	津波による損傷の防止	無	搬送設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	搬送設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	搬送設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	搬送設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	搬送設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	搬送設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	搬送設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	搬送設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	搬送設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
		電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。	



## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	搬送設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	搬送設備は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	搬送設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	有	搬送設備は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用することから、本条項は該当する。	
		第4項	無	搬送設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	搬送設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	搬送設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	搬送設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	有	搬送設備は、放射性廃棄物を搬送する能力を有する設計とすることから、本条項に該当する。		
		第二号	有	搬送設備は、動力の供給が停止した場合に、設備が停止するため、放射性廃棄物を安全に保持できる設計とすることから、本条項に該当する。		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	搬送設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無		該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	搬送設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	搬送設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	搬送設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑪: 搬送設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	搬送設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	搬送設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	搬送設備は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	搬送設備は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	出入管理関係設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	出入管理関係設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	地震により、出入管理関係設備の放射線管理機能が喪失しても、公衆に放射線障害を生じさせる恐れがある設備ではないため、本項は該当しない。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	出入管理関係設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	出入管理関係設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	出入管理関係設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	出入管理関係設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	出入管理関係設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	出入管理関係設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	出入管理関係設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	出入管理関係設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	出入管理関係設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	出入管理関係設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	出入管理関係設備は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	出入管理関係設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	出入管理関係設備は、火災等で損傷し、機能を失った場合でも代替手段があるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	出入管理関係設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		



## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	出入管理関係設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	出入管理関係設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	出入管理関係設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	出入管理関係設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	出入管理関係設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	出入管理関係設備は、廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁の線量当量率を測定するものではないため、本条項に該当しない。
			第二号	無	出入管理関係設備は、排気中の放射性物質の濃度を測定するものではないため、本条項に該当しない。
			第三号	無	出入管理関係設備は、排水中の放射性物質の濃度を測定するものではないため、本条項に該当しない。
			第四号	有	出入管理関係設備は、管理区域から退域させる人及び物の線量当量率を測定、除染する設備であるため、本条項に該当する。
			第五号	無	出入管理関係設備は、周辺監視区域における線量当量を測定するものではないため、本条項に該当しない。
		第2項	無	出入管理関係設備は、情報を適切な場所に表示するものではないため、本条項に該当しない。	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	出入管理関係設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	出入管理関係設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。	
第二十条	遮蔽	第1項	無	出入管理関係設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
第二十一条	換気設備		第一号	無	出入管理関係設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	出入管理関係設備は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。	

## 新規申請設備⑫: 出入管理関係設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無
		第2項	
		第3項	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	—	—

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	保管廃棄設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	保管廃棄設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	地震により、保管廃棄設備が損傷しても、廃棄物自体が閉じ込めを担保しており、受入れ施設に廃棄物を保管するという代替措置がとれることから、公衆に放射線障害を生じさせる恐れがある設備ではないため、本項は該当しない。
		第2項	無
		第3項	無
第七条	津波による損傷の防止	無	保管廃棄設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	保管廃棄設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	保管廃棄設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	保管廃棄設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	保管廃棄設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	保管廃棄設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	保管廃棄設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	保管廃棄設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	保管廃棄設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	保管廃棄設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	保管廃棄設備は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	保管廃棄設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	有	保管廃棄設備は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用することから、本条項は該当する。	
		第4項	無	保管廃棄設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		



## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	保管廃棄設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	保管廃棄設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	保管廃棄設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	保管廃棄設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	保管廃棄設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	保管廃棄設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	保管廃棄設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	保管廃棄設備は、廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	有	保管廃棄設備は、処理中の固体廃棄物を一時保管する設備であることから、本条項は該当する。	

## 新規申請設備⑬: 保管廃棄設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	保管廃棄設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	保管廃棄設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	保管廃棄設備は、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	保管廃棄設備は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	避雷設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	避雷設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	避雷設備は、ノンクラスであるため、本項は該当しない。
		第2項	無	避雷設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	避雷設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	避雷設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	避雷設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	避雷設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	避雷設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	有	避雷設備は、落雷による施設への影響を防ぐ設備であるため、本条項は該当する。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	避雷設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	避雷設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	避雷設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
		電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。	

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明	
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	避雷設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	イ	無
			ロ	無
ハ	無			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	
		第2項	無	
		第3項	無	
		第4項	無	
		第5項	無	

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	避雷設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	避雷設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	避雷設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	避雷設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	避雷設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			



## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	避雷設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	避雷設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	避雷設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑭: 避雷設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	避雷設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	避雷設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	避雷設備には、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	避雷設備は、事業所内の人に対し必要な指示を行うための設備ではないため、本条項は該当しない。
		第2項	無	避雷設備は、事業所外と通信連絡をするための設備ではないため、本条項は該当しない。
		第3項	無	避雷設備は、事業所内の人々の退避のための設備ではないため、本条項は該当しない。
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	予備電源設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	予備電源設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	予備電源設備は、ノンクラスであるため、本項は該当しない。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	予備電源設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	予備電源設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	予備電源設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	予備電源設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	予備電源設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	予備電源設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	予備電源設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	予備電源設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	予備電源設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	予備電源設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	予備電源設備は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	予備電源設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	予備電源設備は、市販品であるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	予備電源設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	予備電源設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	予備電源設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	予備電源設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	予備電源設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	予備電源設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	予備電源設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	予備電源設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	予備電源設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		



## 新規申請設備⑮: 予備電源設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	予備電源設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	予備電源設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		有	予備電源設備は、電気の供給が停止した場合において、閉じ込めの機能や監視が必要な設備に給電する設備であるため、本条項は該当する。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	予備電源設備は、通信連絡設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
		第3項	無	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—

## 新規申請設備⑩: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—	—
		第2項	—	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—	—
		第2項	—	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持		無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止		無	通信連絡設備では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		無	通信連絡設備は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	無	通信連絡設備は、ノンクラスであるため、本項は該当しない。
		第2項	無	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	無	
第七条	津波による損傷の防止		無	通信連絡設備は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑩: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	通信連絡設備には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	通信連絡設備には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	通信連絡設備には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	通信連絡設備には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	通信連絡設備には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	通信連絡設備には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	通信連絡設備には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	通信連絡設備には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑯: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
			船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑯: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	通信連絡設備は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	通信連絡設備は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	通信連絡設備は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	通信連絡設備は、火災等で損傷し、機能を失った場合でも代替手段があるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	通信連絡設備は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑯: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	通信連絡設備は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	通信連絡設備は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	通信連絡設備は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	通信連絡設備は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	通信連絡設備は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑩: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無		該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	通信連絡設備は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	通信連絡設備は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	通信連絡設備は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑩: 通信連絡設備

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	通信連絡設備は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	通信連絡設備は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	通信連絡設備には、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	有	通信連絡設備は、事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示を行うための設備であるため、本条項は該当する。
		第2項	有	通信連絡設備は、事故が発生した場合において事業所外と通信連絡をするための設備であるため、本条項は該当する。
		第3項	無	通信連絡設備は、事業所内の人の退避のための設備ではないため、本条項は該当しない。
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—



## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明
第一条	定義	第1項	—
		第2項	—
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設	第1項	—
		第2項	—
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無	廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	安全避難通路では、核燃料物質を取り扱わないことから、本条項は該当しない。
第五条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無	安全避難通路は建家と独立した基礎を有しないことから、本条項は該当しない。
第六条	地震による損傷の防止	第1項	安全避難通路は、ノンクラスであるため、本項は該当しない。
		第2項	廃棄物管理施設は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。
		第3項	
第七条	津波による損傷の防止	無	安全避難通路は、津波による損傷を防止する設備ではないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	無	廃棄物管理施設は、浸水想定区域から十分離れていることから、本条項は該当しない。
			降水	無	廃棄物管理施設は、標高24～40mの台地に設置されており、表流水は谷地へ流れることから、本条項は該当しない。
			風(台風)	無	安全避難通路には、風(台風)で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			竜巻	無	安全避難通路には、竜巻で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			凍結	無	安全避難通路には、凍結で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			積雪	無	安全避難通路には、積雪で影響を受ける機器はないことから、本条項は該当しない。
			落雷	無	安全避難通路には、落雷により安全性を損なう機器はないことから、本条項は該当しない。
			地滑り	無	廃棄物管理施設の設置及びその周辺には変位地形は認められないことから、本条項は該当しない。
			火山	無	安全避難通路には、火山により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			生物学的事象	無	安全避難通路には、生物学的事象により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。
			森林火災	無	安全避難通路には、森林火災により影響を受ける機器がないことから、本条項は該当しない。

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	組合せ	無	施設の影響、浸水、温度及び電気について、自然現象の組合せを想定し、想定される荷重を組み合わせた場合でも、安全機能を損なうおそれがないため、本条項は該当しない。
		第2項	飛来物(航空機落下)	無	廃棄物管理施設の航空機落下確率を評価した結果、十分下回ることから、本条項は該当しない。
			ダム決壊	無	廃棄物管理施設の近くにはダムの崩壊により廃棄物管理施設に影響を及ぼすような河川はないことから、本条項は該当しない。
			貯槽の決壊	無	廃棄物管理施設において、貯槽を内蔵する建家は、貯槽が決壊した場合でも廃液の全量を受けることができる堰、ピットを有していることから、本条項は該当しない。
			近隣工場等の火災	無	廃棄物管理施設の近傍には工場はないことから、本条項は該当しない。
			有毒ガス	無	廃棄物管理施設の近傍に有毒ガスの発生源となる化学物質を取り扱う工場及び施設はないため、本条項は該当しない。
		船舶の衝突	無	廃棄物管理施設は、標高24~40mに設置され、津波を考慮しても、船舶が衝突することはないことから、本条項は該当しない。	
電磁波障害	無	廃棄物管理施設には電磁波障害を受ける機器はないため、本条項は該当しない。			

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		該当の有無	該当の説明		
第九条	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無	安全避難通路は、特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止するためのものではないことから、本条項は該当しない。		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	無	安全避難通路は、閉じ込めの機能を担保するためのものではないことから、本条項は該当しない。	
		第二号	無		
		第三号	無		
		第四号	イ		無
			ロ		無
ハ	無				
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	無	安全避難通路は、消火設備及び警報設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第2項	無		
		第3項	無	安全避難通路は、火災等で損傷し、機能を失った場合でも代替手段があるため、本条項は該当しない。	
		第4項	無	安全避難通路は、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備ではないことから、本条項は該当しない。	
		第5項	無		

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	有	安全避難通路は、安全機能を確認するため検査又は試験及び保守又は修理ができる設計とすることから、本条項に該当する。		
		第2項	無	安全避難通路は、安全上重要な施設ではないことから、本条項は該当しない。		
第十三条	材料及び構造	第1項	第一号	無	安全避難通路は、容器及び管ではないことから、本条項は該当しない。	
			第二号	イ		無
				ロ		無
				ハ		無
				ニ		無
		第2項	無			
第十四条	搬送設備	第一号	無	安全避難通路は、搬送設備ではないことから、本条項は該当しない。		
		第二号	無			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	無	安全避難通路は、計測制御系統施設ではないことから、本条項は該当しない。		
		第2項	無			

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明	
第十六条	放射線管理施設	第1項	第一号	無	安全避難通路は、放射線管理施設ではないことから、本条項は該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	第一号	無	安全避難通路は、受入施設及び管理施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
		第2項	第一号	無	
			第二号	無	
			第三号	無	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	第一号	無	安全避難通路は、処理施設及び廃棄施設ではないことから、本条項に該当しない。
			第二号	無	
			第三号	無	
			第四号	無	
			第五号	無	
		第2項	無		

## 新規申請設備⑰: 安全避難通路

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則			該当の有無	該当の説明
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	無	放射性廃棄物による汚染の防止に関する設計は建家の床壁で担保しているため、本条項は該当しない。
第二十条	遮蔽	第1項	無	安全避難通路は、遮蔽機能を有するものではないことから、本条項は該当しない。
		第2項	無	
第二十一条	換気設備	第一号	無	安全避難通路は、換気設備ではないことから、本条項は該当しない。
		第二号	無	
		第三号	無	
		第四号	無	
第二十二条	予備電源		無	安全避難通路には、予備電源ではないことから、本条項は該当しない。
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	無	安全避難通路は、事業所内の人に対し必要な指示を行うための設備ではないため、本条項は該当しない。
		第2項	無	安全避難通路は、事業所外と通信連絡をするための設備ではないため、本条項は該当しない。
		第3項	有	安全避難通路は、事業所内の人々の退避のための設備であるため、本条項は該当する。
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		—	—